

## 油井大三郎

## 『平和を我らに——越境するベトナム反戦の声』

(岩波書店、2019年)

佐藤雅哉

本書『平和を我らに』は、アメリカ合衆国（以下、合衆国）と日本におけるベトナム反戦運動の展開を時系列で辿った歴史書である。全四章立てで、プロローグとエピソードが付く。ベトナム戦争にいたる国際関係と合衆国の東南アジア政策を第二次世界大戦期から掘り返したうえで、当初周縁的だったベトナム反戦の声が北爆開始後に徐々に拡大し、和平交渉と米軍のベトナムからの撤退にいたる様相を描くという構成だ。両国における反戦運動の展開を対比すると同時に、その相互交流にも光を当てる本書は、日米反戦運動の優れた比較史かつ交流史となっている。

合衆国のベトナム反戦運動に関する書物は数知れない。だが、1970年代～1980年代に書かれたものを除けば、特定の個人、団体、地域、事件などに絞ったものが多い。そのため、合衆国の反戦運動の全体像を描く文献は、実は少ない。日本語で書かれた単著規模の研究書は、ほぼ皆無だ。<sup>1)</sup> もっとも、本書に登場する個別の事例は、馴染み深いものが多い。評者は日本史の専門としないため日本の反戦運動については判断しかねるが、この分野に詳しい人にとっては事例レベルでの新規性は少なからう。本書の魅力はむしろ、日米の反戦運動を対比させつつ、その交流を描くという枠組みにある。本書に匹敵する規模でこの作業を行った文献はみられない。このことから、『平和を我らに』は、ベトナム反戦運動史はもちろん、日米の社会運動史や1960年代史を学ぶものにとっても、参照すべき重要な文献だといえる。

本書の叙述の軸は、ベトナム反戦運動の「二重の越境性」にある。「二重の越境性」とは、1) 当該国内において人々が反戦の名の下に思想・信条や政治的立場を超えて協働する越境性、2) ベトナム反戦の声が交戦国・戦争協力国・中立国の別を超えて世界的に拡大していく越境性、を意味する。そして、この「二重の越境性」こそが戦時には沈黙させられることが常の反戦の声をむしろ広範なものとし、合衆国政府を和平交渉へと傾け、ついには米軍の撤退に至るといって、史上稀有な現象を生じさせたのだ。

本書は、前者の意味での越境性を、日米の反戦運動を対比させることで描く。本書によれば、合衆国では非暴力直接行動主義者が各地の反戦運動を調整する役割を果たし、何人であれ参加できる非排除原則を採用したことから多様な反戦勢力の大同団結が可能となった。一方で、日本ではそれは叶わなかったという。そのような違いが生じた理由を、本書は次のように説明する。日本では政党主導・組織主導の社会運動が基本であった。そのため、

<sup>1)</sup> 合衆国の平和運動を通史的に描いたものとして、油井大三郎『ベトナム戦争に抗した人々』（山川出版、2017年）がある。

既存の組織間の対立、とりわけ社会党と共産党の対立が解消できなかった。さらに、社共ら旧左翼と1960年代に台頭した新左翼の間の対立も深かったし、新左翼内のセクト対立も乗り越え難かった。ベ平連のような新しいタイプの市民運動も誕生したが、既存の組織間対立を超えた大同団結を作り上げるには至らなかった。一方で、合衆国では左翼政党が脆弱であり、また組織労働者からも支援が得られなかったことから、市民が運動を下から作り上げるしかなかった。そのため、多様な人々の自由な参加が可能となった、と。著者によれば、合衆国の反戦運動は「異なる思想に対する「寛容の精神」が多くのグループに共有」されており、日本のそれとは「民主主義の成熟度の違いがあった」(240頁)。さらに、本書は次のように指摘する。

(日本で反戦勢力の結集が失敗したのは)新左翼諸党派の多くが、マルクス・レーニン主義を基本思想とし、ロシア革命型の暴力革命をモデルとしていたため、街頭実力闘争はそうした暴力革命の一環に位置づけられて、議会での影響力拡大は、「議会主義」として批判したからであった。それに対して、米国のラディカル派は、公民権運動の影響を受けて、非暴力直接行動を重視したが、この戦略は、ある政策への強い反対を盛り込みなどの非暴力的行動で示すことで、マスメディアの好意的報道を引き出し、世論を変え、議会への影響力拡大を狙うものであった。ベ平連には、この米国流の非暴力直接行動を日本で実践しようとした部分もあったが、新左翼系の運動には、最後まで受け入れられなかったといえるだろう。<sup>2)</sup>

つまり、合衆国の反戦運動における「リベラル」と「ラディカル」の差は市民的不服従戦略を採用するか否かにあり、市民的不服従主義者も最終的には議会に影響を与えることを目指すものだったため、「リベラル」との距離は埋めうるものだった。一方で、日本の反戦運動で「ラディカル」を担ったのは新左翼諸派であり、彼らは暴力革命を目指していたから、既存のルートを用いた改革を目指した旧左翼勢力や市民運動(ベ平連)とは連合不能だったのだ。ただし、この整理から抜け落ちるものもある。それは、暴力革命を目指した諸勢力や毛沢東主義者、あるいは「第三世界左翼」と呼ばれる一団が、合衆国の「ラディカル」の一部を構成していた事実である。戦争を止める権限を既に失った議会に対して圧力をかけることの無意味さを説く者も少なくなかった。従来1960年代論において「悪しき60年代」(60年代末)の瑣末な事象として捨象されてきたこのような側面が、近年では歴史研究によって回復されつつある。<sup>3)</sup> この点には注意が必要だろう。

本書のもう一つの軸は、国境をこえて展開する反戦運動の越境性である。本書はこの事態に関連する多くの事例を紹介する。ただ、構成上、越境の事例が飛び飛びに登場するため、全体像がやや把握しにくい。そこでこれら越境の事例を整理してみると、対象となる

<sup>2)</sup> 本書241頁より。丸括弧内は、評者による付け足し。

<sup>3)</sup> 例えば、次の文献がある。Max Elbaum, *Revolution in the Air: Sixties Radicals Turn to Lenin, Mao and Che* (London: Verso, 2002); Jeremy Varon, *Bringing the War Home: The Weather Underground, the Red Army Faction, and Revolutionary Violence in the Sixties and Seventies* (Berkeley: University of California Press, 2004).

地域は日米越の三箇所（越は南北ベトナム）、そして越境には三つの次元が存在するよう思う。

越境の第一の次元は、日米反戦運動の相互協力である。その相互協力の第一のパターンとして、日米同日の示威行動が挙げられる。例えば、10月21日の世界同時行動がある。合衆国の反戦運動は、1966年以降、この日を国際反戦デーと定めて世界各地に統一行動を呼びかけた。これを受けて日本でも活動が模索された。そして、1968年には統一反戦行動が新宿騒乱に派生し、1969年には全国で86万もの人々が参加する大規模な示威行動を生み出した。第二のパターンは、国際会議や連続公演の日米共催である。1966年に歴史家ハワード・ジン（Howard Zinn）と公民権運動家ラルフ・フェザーストン（Ralph Featherstone）が来日して連続公演を行なったことや、1968年8月に京都で開催された「反戦と変革に関する国際会議」などが、これに該当する。逆に、日本の活動家が合衆国の反戦集会に赴くケースもあった。第三のパターンとして、日本における反戦米兵支援が挙げられる。脱走兵に対する支援活動や反戦兵士の応援活動、在日米軍基地近くで運営された反戦コーヒー・ショップの事例などがある。

越境の第二の次元は、日越間と越米間の連携である。これに該当する事例が、合衆国の反戦運動家によるハノイ訪問、ベトナム人留学生による日本を舞台とした反戦活動などだ。合衆国の平和運動家が日本を経由してサイゴンに向かったケースもあった。また、太平洋戦争後にベトナムに残留した元日本軍兵士がベトナム独立運動に軍事顧問として参加し、帰国後は共産圏からの帰国者として忌避されながらも、「日本ベトナム友好協会」を設立してベトナムの独立を支持し続けた、という事実も紹介される。

第三の次元は、日越米いずれの場所にもよらない、民間の国際法廷の開催である。ラッセル法廷の事例が、これに該当する。イギリスの哲学者バートランド・ラッセル（Bertrand Russell）の呼びかけで始まったラッセル法廷は、国際法に照らして米軍のベトナムでの行為を裁く試みだった。フランスと日本に戦争犯罪調査委員会が設立され、ベトナムに四度赴いて現地調査が行われた。1967年に二回に渡ってストックホルムで開催されたラッセル法廷は、米軍による戦時捕虜の扱い方、民間人への非人道的対応、国際法が禁じる兵器の使用、民間目標への砲爆撃などが行われていることを確認し、ベトナム人民に対する「ジェノサイド」を認定するに至った。同法廷をつうじて、日本のベトナム戦争への加担に関する認識も進んだという。

これら三種の次元における連携の結果、次の三つの現象が生じたと整理できる。1) 情報・思想・戦術等の他地域への浸透、2) その結果として生じる思想や戦術、ベトナム戦争に対する認識の変容、3) 浸透／伝播の際に生じる衝突、である。浸透の事例と解釈できるのが、合衆国の公民権運動で用いられた市民的不服従戦略が、平和運動家や知識人を通じて日本にも流入したことである。だが、これは衝突の事例でもある。市民的不服従戦略は、街頭行動を怖れる旧左翼と非暴力行動を不十分とみなす新左翼、双方から敬遠されたからだ。また、運動の連携にともなう衝突は運動内部だけで発生するわけではない。ローカルの権力による妨害も原因となりうる。日本で反戦運動をしたベトナム人留学生が国外退去にあう危険性があったことや、合衆国政府の要請で日本政府が日本のメディアにベトナム戦争報道に規制を強いた事例が、これに該当するだろう。

変容に関する事例の一つは、1965年のベトナムの民族解放戦線と合衆国の女性平和運

動団体、平和のための女性ストライキの会 (Women Strike for Peace, WSP) のメンバーとの会合である。この会合の結果、「WSPは、当初、戦争の非人道性などから反戦を主張していたが、この会談を通じて戦争の植民地主義的なルーツを自覚して、米軍の撤退が平和への道と自覚するようになった」(117頁) という (ただし、そのような認識の変化の結果、WSPや他の反戦運動団体の行動に何らかの変化が生じたのかどうかは、本書からは不明)。また、ラッセル法廷では、ニュルンベルク裁判で誕生した「平和への罪」を基準に米軍の侵略行為を裁くことが予定されていたが、民主共和国から「民族の基本権に対する侵害」という法理で裁くべきとの主張がなされ、採用されたという。これらの事例は、民族自決を重視する第三世界的発想と、平和や人道といった西洋普遍主義的発想との邂逅であり、そのような邂逅を通じて従来の思考枠組が変容を迫られた事象だと解釈できよう。

このように本書は、多面的・多層的な越境性に着目して、日米反戦運動の展開を辿る。そのうえで、ベトナム反戦運動の世界史的な意義と日本人にとってのベトナム戦争の歴史の意味について論じる。本書「エピローグ——ベトナム反戦運動の遺産」から、ベトナム反戦運動には二つの世界史的意義があると読める。第一に、議会が戦争を止めることができないなかで、民衆の直接行動によって反戦の意思が大々的に表明されたという事実である。言い換えれば、間接民主主義の機能不全の直接民主主義による補正である。では、果たして反戦運動が政府のベトナム政策の変更を強いたといえるか。本書は、反戦運動がジョンソン大統領の大統領選出馬断念や和平交渉の開始に、一定の影響を与えたとの立場を取っている。

また、組織主導ではなく市民の自発的な運動が誕生したことは、日本の大衆運動史上の画期だったという。その意味で、筆者はベ平連を高く評価し、次のように述べる。「ベ平連の運動スタイルは、個々人の自発性に基づく運動の推進を、何より重視して、組織維持を至上目的とせず、ベトナム戦争の終結とともに、運動にも終止符を打ったという、米国に多くみられる「シングル・イシュー運動」としてもユニークなものとなった。そして、その後の市民運動の原型として歴史的な役割を果たした」(237頁) と。

第二の意義は、日米両国における第三世界の「発見」である。本書によれば、ベトナム反戦世代が合衆国のアジア研究を一変させ、また、国内マイノリティを「内なる第三世界」と自覚する社会史研究を生んだ。さらに、「ポスト・コロニアル・スタディーズ」「ニューレフト史学」「世界システム論」も誕生し、合衆国における「知の転換」が生じたという。日本でも、ベトナム戦争への加担に対する気づきがあったことを契機に、アジア太平洋戦争における加害者性に対する認識も深まった。さらに、アジアの側から内在的にアジアをみる研究領域の誕生にもつながった (本論では、鶴見良行の『バナナと日本人』に言及している)。

以上が、評者の解釈も交えた本書の整理である。この整理を踏まえて、次の三つの論点／疑問点を提示したい。第一に、比較史に孕む問題である。本書の基本的な主張の一つは、日米両国で反戦運動の目的や進め方に関する意見の違いから組織が対立や分裂を繰り返すという現象がみられたものの、合衆国の反戦運動は広汎な勢力の結集に成功したが、日本でそれは失敗に終わったということだ。だが、合衆国における反戦運動の分裂状況も決して易いものではなかった。本書も指摘するとおり、合衆国最大の平和団体、正気の核政策を目指す全国委員会 (National Committee for a Sane Nuclear Policy, SANE) は、共産

主義者の参加も可能とする非排除原則を嫌ってデモや集会への参加を頻繁に見送っている。公民権運動とベトナム反戦運動の間にあった深い溝を描く先行研究もある。<sup>4)</sup> 本書の整理から外れる合衆国の「ラディカル」の存在があったのも、先述の通りだ。なるほど日米を比較すれば、本書の指摘する傾向は存在したかもしれない。実際、合衆国では日本の「内ゲバ」に相当する凄惨な暴力事件はみられなかった。だが、比較という方法は、各地の運動展開を結論の段階で簡略化し、その深さや幅、多様性をみえにくくする危険がある。本書の構成上無理からぬ部分もあるが、この危険性には常に注意が必要だろう。

第二の疑問点は、ベトナム反戦運動の遺産に関わるものだ。本書のいうように、合衆国の反戦運動がかくもプラグマティックで寛容の精神に溢れており、それが故に越境性を獲得できたとすれば、そのような反戦運動の潮流はなぜ失われてしまったのか。あるいは、そもそも失われたのだろうか。

この点を考える際に欠かせないのは、1970年代以降に顕著となった保守勢力の台頭だ。ベトナム反戦運動の高揚は、皮肉にも日米両国の保守化を招いたとみることはできないだろうか。合衆国では確かに、ベトナムでの失敗やウォーターゲート事件を経て、戦争権限法の制定や対外援助法改定など、「改良的」な変革が進んだ。だが、このような潮流は長続きしなかった。ベトナム戦争期のプロ・ウォー運動を分析したサンドラ・スカンロンは、ベトナム反戦運動に対する嫌悪が広範な保守勢力を結集させ、1970年代以後の保守転換の起点となったと論じている。<sup>5)</sup> 一方日本でも、沖縄返還決定後に自民党政権が地滑りに勝利し、その権力基盤を一層強固なものとしたことは、本書の指摘するとおりだ。このことから、ベトナム反戦運動の越境的な展開は、中・長期的にみれば、広範な保守運動の発展に繋がったと評価することも可能かもしれない。とすれば、この事態はベトナム反戦運動の（意図せざる）遺産だといえよう。

評者は必ずしも、ベトナム反戦運動の唯一の遺産は保守運動の台頭だと言いたいわけではない。反対に、越境的な市民アクティビズムは失われてはおらず、反核運動・反アパルトヘイト運動・人権運動といった形態で存続し、グローバルな公共圏を維持し続けたと評することも可能かもしれない。ここで主張したいのは、ベトナム反戦運動の遺産を適切に評価するためには、反戦運動そのものだけでなく、ベトナム戦争以後の政治と社会を射程に含めることが必要だということだ。本書は構成上、その視点を欠く。

第三の論点は国境を超えた越境性に関連するものだ。ここでは二点取り上げたい。第一に、越境的な反戦運動が誕生し、発展する基礎条件とは何だったのだろうか。反戦運動の越境的な展開を可能としたのは、個々人の旅 (travel) や他地域の運動に与える／から受ける刺激 (inspiration) だろうか。他にもあるはずだ。例えば、1960年代までに日本が西側の冷戦体制に深く組み込まれた事実は、日米反戦運動の交流を比較的容易にただらう。両国間の移動の規制が少ないためだ。その一方で、合衆国からの要請で日本政府が日本メディアに報道規制が入ったことは前述の通りだ。1960年代の日米政府レベルでの関係性

---

<sup>4)</sup> Simon Hall, *Peace and Freedom: The Civil Rights and Antiwar Movements of the 1960s* (Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 2005).

<sup>5)</sup> Sandra Scanlon, *The Pro-War Movement: Domestic Support for the Vietnam War and the Making of Modern American Conservatism* (Amherst: University of Massachusetts Press, 2013).

は、日米反戦運動のあり方をどう規定したと考えることができるだろうか。

また、国際機関や国際法はどのような役割を果たしたのだろうか。この点を考察する際に興味深いのが、ラッセル法廷である。ラッセル法廷では米軍の軍事行為が「ジェノサイド」に該当するとの判断が下されたことは既に述べた。同法廷では「平和への罪」への言及もあった。「ジェノサイド」という概念が国際法的意味を持つようになったのは1948年のジェノサイド条約採択以降である。「平和への罪」もニュルンベルク裁判で打ち立てられた法理だ。すなわち、ベトナム戦争とは、第二次世界大戦以後の国際法規範によって大国の軍事行為の合法性が判断された、最初期の事例だったことを意味しないだろうか。イラク戦争時にアブグレイブ刑務所（イラク人捕虜への虐待・拷問）がイラク戦争への懷疑を生む契機となったことは、記憶に新しい。このような、国際法に照らして軍事行動や占領の合法性を判断するという合衆国の運動には出現しにくい潮流は、実はベトナム反戦運動の国際的な展開のなかに起源があるのではないだろうか。国際法が世界規模の反戦運動の展開に必要な共通言語の一つとして機能した可能性と、その活用が遺産として引き継がれた可能性は、さらなる吟味が必要な課題だろう。

国境を超えた越境性に関する論点の二つ目は、越境的な接触にともなうズレに関するものだ。歴史家ジェシカ・フレイザーは、ベトナム戦争期の米越女性運動の交流を描く論考のなかで、合衆国の女性平和運動が革命戦士であるベトナム人女性たちを西洋的なマザーフッド (motherhood) にもとづく女性像に置き換えたうえで、アメリカ世論に紹介したことを指摘している。<sup>6)</sup> このようなズレ、または意図的な改変（あるいは misrepresentation）は、異なる文化圏の邂逅の常なる附属物だ。本書には、市民的不服従戦術が日本にも伝播したものの、党派対立に阻まれて十分に浸透しなかった、という指摘がある。だが、この戦術の移植の失敗は、党派対立のみに還元できるだろうか。グリンズボロのランチカウンターで料理が提供されるのを待つアフリカ系アメリカ人たちを実力で排除するのが「適切な」法執行であるという事実は、アメリカ南部の法制度の問題性を明瞭に浮き彫りにする。一方で、ベトナムで使用される兵器が輸送される列車の走る線路に座り込む行為は、日本の戦争加担を可視化する効果はあろうが、座り込む者たちを警察が排除しても、その法制度の問題性はみえてこない。このような文脈の違いもまた、戦術移転が困難だった要因かもしれない。あるいは、キリスト教文化を背景に持つか否かも関係するかもしれない。いずれにしろ、越境の過程で何が維持され、何が失われ、何が変容したのか。この点について、もう一步突っ込んだ議論が必要ではなかろうか。

以上のような疑問点や、一層の発展が望まれる箇所はあるものの、本書が複数の分野において重要な学術書となることは間違いない。本書を通じて、ベトナム反戦運動やグローバルな社会運動に関する研究がさらに進展することを、期待してやまない。

<sup>6)</sup> Jessica M. Frazier, "Collaborative Efforts to End the War in Viet Nam: The Interactions of Women Strike for Peace, the Vietnamese Women's Union, and the Women's Union of Liberation, 1965–1968," *Peace & Change* 37, no. 3 (2012): 339–65.